

(コピーをして使って下さい。)

就業規則 (変更) 届

労働保険番号	
38 1 02 060951-000	
整理番号	※

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
介護保険事業	介護老人保健施設 くりのみ館	四国中央市中之庄町393番地1	
就業規則又はその変更事項		別紙のとおり	
意見の聴取年月日		令和3年8月26日	
意見書	下記のとおり	労働者数	47人
令和3年8月31日			
使用者 医療法人社団 栗整形外科病院 理事長 武内 啓			
新居浜労働基準監督署長 殿			

意見書

別紙の職員就業規則 (賃金規程) 変更に関する意見は下記のとおりである。

記

特に意見はありません。

令和3年8月26日

労働者代表

職名 理学療法士

氏名 市川 恵生



医療法人社団 栗整形外科病院

介護老人保健施設 くりのみ館 管理者 武内 啓 殿

※は記入不要

職員就業規則 (賃金規程) 新旧対照表

変更前規則	変更後規則
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (賃金の構成)</p> <p>賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>(2) 諸手当 (役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (賃金の構成)</p> <p>賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>(2) 諸手当 (役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、送迎手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)</p> <p>第21条 (送迎手当)</p> <p>(1) 通所事業所に勤務し朝夕の利用者の送迎 (運転) 業務に従事する職員に支給する。なお、送迎業務を主として採用された職員には支給しない事があります。</p> <p>(2) 前項の手当は送迎業務等で発生する所定時間外手当の一部に充当し、実際の時間外労働がその時間以上である場合は、超過分について別途支給する。なお、業務中に本人の過失の大きい事故等を起こした場合は、支給しないことがあります。</p>
第21条 (賞 与)	第22条 (賞 与)
第22条 (支給対象者)	第23条 (支給対象者)
第23条 (算定審査事項)	第24条 (算定審査事項)

